

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社では、経営環境の変化を敏感に捉え、企業価値の最大化を図りつつ企業の社会的責任を果たしていくためには、透明性が高く、風通しが良く、法令遵守を指向し、社会との親和性の高い経営を確立することが不可欠であると考えております。

そのため、当社ではコーポレート・ガバナンス体制の充実を経営の最重要課題の一つとして位置づけ、積極的に取り組んでおります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1-2-4議決権電子行使プラットフォームの利用、招集通知の英訳】

当社株主に占める機関投資家(3.75%)や海外投資家(3.45%)の比率は低いことから、現時点において議決権電子行使プラットフォームの利用や、招集通知の英訳版の作成は実施しておりません。今後、機関投資家や海外投資家比率の変動状況を踏まえ、適切な環境整備を行ってまいります。

【補充原則1-2-5信託銀行名義の議決権行使】

当社は、現在株主名簿上に記載されている株主が株主総会における議決権を有しているものとしており、信託銀行等の名義で株式を保有する方の株主総会への出席や、議決権行使は認めておりません。今後は実質株主の要望を踏まえ、信託銀行等と協議をしながら、引き続き検討してまいります。

【原則2-3社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題】

当社の取締役会は、サステナビリティを巡る課題への対応は重要なリスク管理の一部であると認識しております。今後は、サステナビリティに関する課題を明確にした上で当社が対応できるよう取り組んでおります。

【補充原則2-3-1サステナビリティをめぐる課題に対する取組み】

当社は、サステナビリティ(持続可能性)を巡る課題の検討につきましては、取締役会において定期的に検討を行う予定であります。

【原則3-1情報開示の充実】

・取締役及び執行役の報酬決定に関する方針・手続

経営陣幹部・取締役の報酬決定にあたっての方針を明確に定めておりませんが、管掌部門の業績、業務貢献度、世間水準、同業他社水準及び会社内バランス等を考慮し、株主総会において決議された取締役報酬総額の限度内で、取締役会の決議により決定しております。今後は、取締役及び監査役の報酬等の額又はその算定方法を決定するに当たっての方針と手続きを明文化することは、責任の明確化や組織の活性化等に有益に働くとの考えから、今後、「役員報酬内規」の策定に向けて検討してまいります。

・取締役候補の決定・取締役の解任及び執行役の選解任に関する方針・手続

当社では、役員候補者の選解任や取締役・監査役候補者の指名を行うにあたっての方針を明確に定めておりませんが、取締役会においてその役割・責務を果たすために必要となる能力や人格等を保有しているか否かを基準に判断し、株主総会の決議により選解任を行っております。今後は、取締役会において選解任・指名に関する方針を明確に定め、職務と責任を全うできる適任者を選定する仕組みの構築を検討してまいります。

【補充原則3-1-2英語での情報開示】

当社株主に占める海外投資家(3.45%)の比率は低いことから、現時点において議決権電子行使プラットフォームの利用や、招集通知の英訳版の作成は実施しておりませんが、今後順次適切な環境整備を行ってまいります。

【補充原則4-1-3最高経営責任者の後継者計画】

当社の代表取締役については、明確なサクセッションプランはありませんが、内部昇格や外部招聘による候補者の個々の経験や識見等につき、取締役会において社外取締役を含め審議の上決定しております。また、取締役候補者とした者は、取締役会決議をもって執行役員に選任し、重要会議への出席や重要事項の業務執行を通じ、事業運営や経営意思決定の手法を学ぶ機会を設けております。

【補充原則4-2-1経営陣の報酬制度】

現在は取締役へのインセンティブ付与に関する施策は実施していませんが、中長期的に企業価値の向上に資するインセンティブの方法、導入時期につきましては、今後引き続き検討してまいります。なお、平成30年6月開催の株主総会において、取締役への役員報酬以外に役員としての職務遂行に報いるための方策として役員退職慰労金制度を導入しております。

【補充原則4-3-2CEOの選任手続】

当社は、代表取締役社長の選任について明確な選任のための条件を定めておりませんが、代表取締役社長としての資質を総合的に判断して取締役会で決定しております。

しかし、今後持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けて、経営環境の変化に対応することができる代表取締役社長を、客観性を保ちつつ選任する仕組みの構築は、重要な経営課題と認識しており、今後、任意の指名諮問委員会等の設置を含め、当社における候補者の選定方法検討してまいります。

【補充原則4-3-3CEOの解任手続】

当社は、代表取締役社長の解任について明確な解任要件を定めておりません。今後、定量的、定性的の両面における客観性のある解任要件の策定に向け、取締役会において検討してまいります。

【補充原則4 - 8 - 1 独立社外者のみを構成員とする会合の定期開催】

当社の独立社外取締役は、取締役会において積極的に意見を述べることを通じて、取締役及び監査役と情報交換及び認識共有を行っております。現在は、独立社外者のみを構成員とする会合は開催しておりませんが、今後、独立社外取締役が必要と判断した場合には開催いたします。

【補充原則4 - 8 - 2 筆頭独立社外取締役の決定】

現在「筆頭独立社外取締役」を決定する等、特別な体制整備は行っておりませんが、定期的に常勤監査役と意見交換を行う等連携を図っております。

【補充原則4 - 10 - 1 指名・報酬等に係る独立性等強化】

当社では、6名の取締役のうち独立社外取締役は2名と取締役会の過半数に達しておらず、指名・報酬等を審議するための諮問委員会等を設置しておりません。上場する親会社を持つ現状を鑑み、今後は取締役会の機能の独立性・客観性・説明責任を果たすために、指名・報酬等に関する任意の委員会等の設置を重要な検討課題であると認識しております。

【原則5 - 2 経営戦略や経営計画の策定・公表】

当社は、事業が著しく伸長しており、また継続した企業価値向上のための投資を積極的に実行していることから、将来における不確実性が高いため、中期経営計画の公表を行っておりません。現在は、決算発表等を活用した当社の経営戦略の説明を行っておりますが、資本効率等に関する具体的な目標の提示は行っておりませんので、公表につきましては、引き続き検討課題といたします。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1 - 4 株式の政策保有に関する方針及び政策保有株式の議決権行使の基準】

当社は、いわゆる政策保有株式としての上場株式の保有は行わない方針です。ただし、当社グループの事業上のメリット等の観点から上場会社の株式保有が妥当であると思われる場合には、取締役会において、中長期的な経済合理性、リスク等を検証したうえで判断いたします。

今後、政策保有株式として上場株式を保有する場合におきましては、取得時に行った検証結果に基づく理由に照らし、定期的に保有することが合理的といえるか取締役会において検証し、判断いたします。

当社は、政策保有株式の議決権行使を行う際には、提案されている議案が株主価値の毀損につながるものでないかを確認し、その上で保有先企業の状況等を勘案し、議決権を行使する方針としております。

【原則1 - 7 関連当事者間取引に関する手続の枠組み】

当社は、関連当事者等との取引につきましては、取引の必要性等を含め一般株主の利益保護の観点から極めて慎重に判断することとしております。特に親会社及びその関係会社との取引につきましては、取引自体の合理性、取引価額の適正性につき、取締役会において厳格に判断することとしております。やむを得ず利益相反取引を行うことが必要な場合は、全ての取引案件毎に、取引開始前に取締役会において取引金額及び取引条件の妥当性、合理性並びに取引自体の発生のは非について書面により説明を行い、討議のうえ妥当と判断された案件のみ承認しております。

【原則2 - 6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社の退職年金制度は、確定拠出企業年金を採用しているため企業年金の積立金の運用はなく、財政状況への影響もありません。

【原則3 - 1 情報開示】

・会社の目指すところ（経営理念等）、経営戦略、経営計画

当社の企業理念につきましては当社ホームページにて開示しております。また、経営計画につきましては、決算説明資料に記載しております。

・企業理念：<https://www.gigaprise.co.jp/corporate/philosophy.html>

・決算説明資料：<https://www.gigaprise.co.jp/ir/library/presentations.html>

・コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針は、「1. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報」の「1. 基本的な考え方」に記載しております。

・個々の選解任についての説明

独立社外役員の候補者とする判断基準は原則4 - 9に記載のとおりであり、その他役員の選解任理由につきましては、株主総会招集通知に記載しております。

【補充原則4 - 1 - 1 取締役会から経営陣への委任の範囲の概要】

当社では、取締役会の決議をもって決定すべき事項は取締役会規程において定めており、別途取締役会で定めた職務権限規程及び稟議規程に基づき経営陣への委任の範囲を定め、業務執行の効率性を担保するとともに、相互の監視機能が働くようにしております。

【原則4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

独立役員の選任にあたっては、独立性に関する判断基準を遵守した上で、企業価値の継続的な向上、経営に対する監督機能の向上に貢献できる、企業経営や各専門分野における豊富な経験と高い見識ならびにその職務に相応しい人格を有するかを重視しております。

【補充原則4 - 11 - 1 取締役会の構成に関する考え方】

当社は、取締役会の機能である業務執行の監督と重要な意思決定には、多様な視点と経験、スキルを持った人員で構成されることが必要であると考えています。また、監査役についても、取締役会に出席し必要に応じて意見を述べる必要があることから、取締役と同様に多様性と高い経験とスキルが必要であると考えております。

【補充原則4 - 11 - 2 取締役の他の上場会社の役員兼任状況】

取締役及び監査役の重要な兼職の状況は、事業報告及び株主総会参考書類に記載しております。

【補充原則4 - 11 - 3 取締役会の実効性に関する分析・評価結果の概要】

当社の取締役会は、取締役及び取締役会の業務の適正を確保することを目的に、株主総会終了後の取締役会において取締役自身の自己評価及び取締役会全体の実効性評価を実施し、役員全員に開示の上、取締役会の在り方について討議を行っております。

【補充原則4 - 14 - 2 取締役・監査役のトレーニングの方針】

当社は、新任取締役候補者及び新任監査役候補者には、法令上の権限及び義務等に関する社内勉強会の実施、外部機関による研修受講を推

進するほか、当社の業界、及び、歴史・事業概要・戦略等について説明会を実施しています。

【原則5 - 1株主との対話の促進に関する方針】

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するために、株主・投資家の理解と支援が不可欠であると認識しております。そのため、株主・投資家に正確な情報を公平にご提供しつつ、対話の申し込みに対しては可能な限り対応し、長期的な信頼関係を構築することに努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
フリービット株式会社	4,386,000	58.34
中谷 宅雄	538,400	7.16
南角 光彦	241,300	3.21
松井証券株式会社	140,100	1.86
MSIP CLIENT SECURITIES (常任代理人:モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社)	137,100	1.82
今給黎 孝	127,900	1.70
KBL EPB S.A.107704 (常任代理人:株式会社みずほ銀行決済営業部)	124,700	1.66
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	104,700	1.39
梁瀬 泰孝	71,300	0.95
佐藤 寿洋	50,300	0.67

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	フリービット株式会社 (上場:東京) (コード) 3843

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	名古屋 セントレックス
決算期	3月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高 更新	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

当社の支配株主は親会社であるフリービット株式会社のみであり、対象者は会社と特定の関係を有し、会社に対して影響力を行使し得る存在であると認識されております。

従って、取引を行う際には、取引の合理性、必要性等を含め少数株主の利益保護の観点から、取締役会において厳格に判断することとしております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情 更新

フリービット株式会社は、当社の株式の58.34%を直接保有する親会社であり、当社の株主総会決議事項に影響を及ぼす立場にあり、当社は親会社の保有するインターネットバックボーン等のインフラストラクチャ及びネットワーク技術力やその他事業基盤等を活用しつつ、事業を展開しております。しかし、事業活動や重要な経営判断について定期的な報告を行い、親会社より取締役1名、非常勤監査役1名を選任しているものの、親会社及び同グループから独立して意思決定を行うことのできる環境があり、当社の独立性は充分確保されていると認識しております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	6 名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
大瀧 守彦	他の会社の出身者											
大信田 博之	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大瀧 守彦	○	――	グローバル企業における豊かな経験及び経営者としての高い見識を有しており、当社取締役に対する業務執行の監督及び有益な助言をいただくためであります。なお、大瀧守彦氏は当社と顧問契約を締結したことがない等、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」第31条の2に規定する独立役員として届け出ております。

大信田 博之	○	——	コンサルティング業界における豊かな経験と専門知識を有しており、健全かつ効率的な経営の推進についてアドバイスをいただくとともに、当社取締役に対する業務執行の監督及び有益な助言をいただくためであります。なお、大信田博之氏は当社と顧問契約を締結したことがない等、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」第31条の2に規定する独立役員として届け出ております。なお、同氏の取締役就任日は、2019年7月1日を予定しております。
--------	---	----	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員の数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は4名体制であり、常勤監査役は、取締役会のほか経営会議その他の重要な会議に出席し、取締役の職務執行に関する適切な監査や助言を行い、経営の質的向上と健全性確保に努めております。また、非常勤監査役には月1回の監査役会での意見交換を実施し、経営活動全般にわたり独立した立場からの客観的な監査や助言が実現されるよう図っております。

内部監査部門としては、社長直轄の内部監査室(人員1名)を設置しており、承認された監査計画に基づき、社内の各部門の業務運営状況を定期的に監査しております。会計監査人は有限責任監査法人トーマツを選任しており、会計監査を受けております。

連携につきましては、常勤監査役は定期的に内部監査室に報告を求め、活動状況の報告を受けて助言を行っております。また、会計監査人とは四半期毎に意見交換を実施し、会計監査の実施状況の適切性を検証しているほか、必要に応じて会計監査人へ要望を伝達しております。

さらに、内部監査室は監査役との連携に加え、会計監査人と財務報告に係る内部統制について監査計画、実施状況、監査結果を共有し、必要に応じて監査計画及び実施手続の修正を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
田宮 昭	他の会社の出身者													
西田 弥代	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
田宮 昭	○	——	監査役としての豊富な経験と幅広い知識と識見を有しており、取締役に対する有益なアドバイスをいただくとともに、経営執行等の適法性について客観的・中立的な監査をしていただくためであります。なお、田宮昭氏は当社と顧問契約を締結したことがない等、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」第31条の2に規定する独立役員として届け出ております。
西田 弥代	○	——	弁護士としての経験・識見が豊富であり、当社の論理に囚われず、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、独立性をもって経営の監視をしていただくためであります。なお、西田弥代氏は当社と顧問契約を締結したことがない等、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」第31条の2に規定する独立役員として届け出ております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新

4 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を満たす社外役員を独立役員として指定しておりますが、大信田博之氏の取締役就任日は2019年7月1日を予定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

取締役への報酬は、業績への貢献度などを総合的に勘案したのになっておりますので、特別なインセンティブは付与しておりません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上の取締役は存在しないため、個別報酬の開示はしておらず、取締役及び監査役の報酬は、それぞれ総額で開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬額について、その算定方法を明確に定めた規程等はありませんが、株主総会の決議にて承認された限度額の範囲内で、取締役に
については取締役会の決議により、監査役については監査役会の協議にて決定しております。
また、役員退職慰労金については、内規に基づき個人別に算定し、支給に関する株主総会の承認を経た直後の取締役会決議または監査役会の
協議後2ヶ月以内に支給することとしております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 更新

社外取締役及び社外監査役へ対するサポートは総務部門が担当しており、会議の開催案内及び議案資料の事前配布等、適宜連絡を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社における、企業統治の体制は、取締役会や経営会議による取締役の職務執行状況の監督、内部統制推進委員会による内部統制システムの
仕組みの強化、並びに内部監査室及び監査役による監査を機軸に経営監視体制を構築しております。また、取締役会や経営会議の監督強化を
目的として、社外取締役、社外監査役を選任しております。

1. 取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨を定款で定めております。

2. 取締役の選任及び解任の決議要件

当社は、取締役の選任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数を
もって行い、解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う
旨を定款で定めております。

3. 取締役会

取締役会は、社外取締役を含む取締役6名で構成されています。広い見地からの意思決定、取締役の職務執行の監督を行っており、原則として
月1回行っております。

4. 経営会議

経営会議は、取締役会の方針により、業務遂行の決定、現場情報の共有、課題の対策を目的として、原則週1回開催されています。その構成は
常勤取締役及び随時指名される幹部社員であり、常勤監査役1名も毎回参加しております。

5. 監査役会

当社の監査役会は4名以内とする旨を定款で定めております。現在の監査役会は、常勤監査役1名、非常勤監査役3名で構成されており、常勤
監査役は取締役会及び経営会議において、経営全般または個別案件に関する客観的かつ公正な立場で意見陳述を行うとともに、監査役同士の
合意で立案した監査方針に従い、取締役の職務執行に対しての適法性を監査しております。

6. 取締役及び監査役の責任免除

当社は、非業務執行取締役及び監査役全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度
額は、会社法第425条第1項に定める額を責任限度としております。

7. 社外取締役及び社外監査役との責任限定契約締結

当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役及び社外監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を
行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令で定める方法により算定される額を限度とする契約を締結しております。

8. 内部統制推進委員会

当社は、金融商品取引法の定めに従い、財務報告の信頼性及び適正性を確保するための体制を保持するため、全社的な内部統制及び各業務プロ
セスの統制活動を強化し、適正かつ有効な評価ができるよう内部統制システムを構築しております。また、適切な運用を行っていくため、内部統制
推進委員会を設置しております。また、内部統制システムの中にリスク対策に関する体制を整備しており、リスクの抽出、分析及び対応に努めて
おります。

9. 自己の株式の取得の要件

当社は、自己の株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法
第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

10. 中間配当

当社は、取締役会の決議によって、会社法第454条第5項の規定による剰余金の配当(中間配当)をすることができる旨を定款で定めております。
これは、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

11. 株主総会の特別決議要件

会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の
2以上をもって行う旨を定款で定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行う
ことを目的とするものであります。

12. ディスクロージャー

経営の透明性を高め、情報の非対称性による利害関係者の不利益を最小にするため、会社の経営情報の適時適切な情報開示に努めておりま
す。

13. 内部統制等

本報告書内、「内部統制システム等に関する事項 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況」に記載しておりますの
で、そちらをご参照ください。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社の取締役会の運営は、各取締役及び各監査役が忌憚のない意見を述べて議論する相互牽制機能を有効に働かせ、ガバナンスの機能を十分に果たすよう実践しております。

当社は、特定の株主や利害関係者の利益に偏ることを防止するため社外取締役2名及び社外監査役2名を選任しており、社外取締役は、取締役の業務執行に対する助言及び各取締役の監視・監督機能を果たしており、社外監査役は経営に関する知見と弁護士としての専門的な見地から取締役の業務執行の監視・監査機能を十分に果たしております。

以上のことから、現在の監査役当社の事業内容や規模等から判断し、適切であると考えています。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取り組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	多くの株主の皆様に出席いただけるよう、株主総会の2週間以上前に余裕を持った発送を心掛けております。
集中日を回避した株主総会の設定	総会集中日を避け、株主の皆様が出席しやすい日程で開催しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページの以下のURLにディスクロージャーポリシーを掲載し、公表しております。 https://www.gigaprice.co.jp/ir/management/disclosure.html	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	定期的説明会及び名古屋証券取引所主催のIR EXPO等で積極的に行っております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	定期的説明会及び名古屋証券取引所主催のIR EXPO等で積極的に行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページの以下のURLにディスクロージャーポリシーを掲載し、公表しております。 https://www.gigaprice.co.jp/ir/management/disclosure.html	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画室内にIRに関する専任部署を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取り組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「行動規範」の中で以下のように規定しております。 ・経営情報や信頼性のある財務報告を適時・適正に情報開示を行うため、正確な記録を作成、管理するよう努めます。また、内部や外部の監査に対して、十分に協力します。
環境保全活動、CSR活動等の実施	「行動規範」の中で、以下のように定め、実践しております。 ・環境負荷をできる限り削減し、環境との調和をはかった事業活動を進めることで、「循環型社会」の形成に貢献します。 ・事業活動において、省資源・省エネルギーを徹底し、環境にやさしい職場を目指します。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	投資家の皆様やステークホルダーが当社の企業活動の内容を適時・的確に把握するために、迅速かつ正確な情報開示を行い、経営の透明性を確保していく方針です。また、情報開示に当たり、金融商品取引法、その他の法令及び「上場有価証券の発行者による会社情報の適時開示等に関する規則」を遵守しております。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、取締役会の決議に基づく内部統制システム整備の基本方針を次のとおり定めており、本基本方針に則りリスク管理体制を含めた内部統制システムの整備に努めております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 企業として社会的責任を果たすため、役職員が法令・定款及び企業倫理を遵守した職務執行を行うよう企業行動規範を定める。
- (2) 代表取締役社長が全役職員に企業行動規範の精神を繰返し伝えることにより、法令等の遵守があらゆる企業活動の前提であることを周知・徹底する。
- (3) 法令遵守の観点から、これらに反する行為を早期に発見し是正するため、内部通報制度を構築し、全役職員に周知徹底する。
- (4) 内部通報制度に基づく報告をした者に対して、解雇その他の一切の不利益が生じないことを確保する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役の職務執行に係る情報（取締役会議事録、経営会議議事録、稟議書）を文書または電磁的媒体で記録し、社内文書管理規程に従い保存する。
- (2) 取締役及び監査役は、取締役の職務執行に係る情報をいつでも閲覧することができる。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 職務執行に係るリスク管理につきましては、リスク管理に関する通達に基づき当該部門が行い、その状況や対応内容を内部監査部門に報告する。
- (2) 組織横断的なリスク状況の監視並びに全社的対応につきましては、リスク管理に関する通達に基づき、内部監査部門が対応し、必要に応じてその状況や対応内容を取締役会に報告する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 各取締役の業務分掌を明確にし、職務権限規程及び稟議規程に基づき権限と責任を付することにより、権限委譲を図り効率性を担保するとともに取締役相互の監視機能が働くようにする。
- (2) 職務の遂行に伴うリスクを全社的に洗い出して評価を行い、統制すべきリスクに関する対応のための体制を整備する。
- (3) 取締役会で決定された経営計画の達成状況を、毎月の取締役会で報告することによって現在の経営状態の把握を行い、問題点があった場合の早期認識及び改善策の早期策定を可能にする。
- (4) 取締役会は、経営方針、経営戦略等の業務に関する重要事項の協議を目的として、常勤役員及び各部署の責任者で構成する経営会議を取締役会の諮問機関として設置し、経営に関する重要事項につき検討する。
- (5) コンプライアンス担当部署は、役職員の職務の執行が効率的に行われていることを日常的にモニタリングし、その結果を定期的に代表取締役社長に報告する。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社の定める企業行動規範をグループ各社に周知し、グループ全体の役職員が一体となり遵法意識の向上を図る。内部通報制度についても、その通報窓口を子会社にも開放し、これを子会社に周知することにより、当社グループにおけるコンプライアンスの実効性とグループ内取引の公正性を確保する。
- (2) グループ各社における経営上重要な事項につきましては、当社取締役会の付議事項とし、その他の事項につきましては、当社経営会議の審議を経るものとする。
- (3) グループ各社における事業推進に伴う損失の危険の管理について、リスクの適切な識別及び管理の重要性を認識・評価し、状況分析を行うことで、当社グループ全体として、業務に係る最適な管理体制を構築する。
- (4) 当社内部監査室は、グループ各社に対する内部監査を実施する。
- (5) グループ各社は、経営目標を設定し、当期見通し等について、当社経営陣と協議する。当社経営会議は、グループ各社の経営目標の達成状況等を定期的に検証し、その結果を当社取締役会に報告するとともに、グループ各社にフィードバックする。
- (6) 当社グループは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体との関係を一切遮断するため、不当要求等につきましては、毅然かつ組織的に対応する。

6. 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社及び子会社の役職員は、会社に重大な損失を与える事項の発生又は発生する恐れがあるとき、役職員による違法又は不正な行為を発見したとき、及びその他会社に著しい信用失墜を及ぼす恐れのある事象が生じたときは速やかに監査役に報告する。
- (2) 監査役は、取締役会その他重要な会議に出席し、必要なときは意見を述べ、かつ監査上必要と判断したときは、取締役会議事録、稟議書等、経営に関する重要書類をいつでも閲覧することができる。
- (3) 当社及び子会社の役職員は、監査役の監査業務に対しその重要性と有用性を認識・理解し、監査が実効的に行われるよう協力する。
- (4) 監査役は、代表取締役社長及び会計監査人との定期的な意見交換会を開催するとともに、内部監査部門との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。
- (5) 監査役は、監査上必要があるときは、取締役及び重要な役職員に対し個別ヒヤリングの機会を設けることができる。
- (6) 監査役への報告をした者に対して、解雇その他の一切の不利益が生じないことを確保する。

7. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の職務の執行について生ずる費用又は処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に費用の前払い等の請求をした場合は、速やかに当該費用又は債務を処理するものとする。通常の監査費用以外に、緊急の監査費用、専門家を利用する新たな調査費用が発生する場合においては、監査役は事前に通知するものとする。

8. 財務計算に関する報告及び情報の適正性を確保するための体制

- (1) 当社グループの財務報告の適正性を確保するため、財務報告に係る内部統制基本方針を定めて維持・運用する。
- (2) 当社グループの財務報告に係る内部統制の有効性を継続的に評価し、内部統制について必要な是正・改善を行うことにより業務品質の向上を図る。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社では、反社会的勢力とは、取引関係を含めて、一切の関係もちません。また、反社会的勢力による不当要求は拒絶します。反社会的勢力による不当な介入を許すことなく、断固として排除する姿勢で取り組み、これらの被害の予防に必要な措置を講じます。

また、当社では行動規範において、社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、一切の関係を持たないとともに、不当な要求にも、妥協せず毅然とした態度で対処する旨定めております。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

(1) 対応統括部署及び不当要求防止責任者の設置状況

対応統括部署を総務部としており、一次受けは総務部リーダーが、二次受けに総務部責任者が不当要求防止責任者となっております。

(2) 外部の専門機関との連携状況

株式会社日本経済新聞社が提供する「日経テレコン」、株式会社帝国データバンクが提供する「COSMOSNET」及び株式会社エス・ビー・ネットワークが提供する「Quickスクリーニング・システム」等による調査並びに管轄警察及び外部専門機関(社団法人警視庁管内特殊暴力防止連合会)に加入し連携等の取り組みを行っております。

(3) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

管轄警察及び外部専門機関(社団法人警視庁管内特殊暴力防止連合会)に加入し情報の収集等の取り組みを行っております。

(4) 対応マニュアルの整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方を実現するため、社内体制の整備、従業員の安全確保、外部専門機関との連携等の取り組みを行っております。相手方が反社会的勢力であるかどうかについて、常に、通常必要と思われる注意を払うとともに、反社会的勢力とは知らずに何らかの関係の有してしまった場合には、相手方が反社会的勢力であると判断した時点や反社会的勢力であるとの疑いが生じた時点で、速やかに解消します。

反社会的勢力による不当要求がなされた場合には、担当者や担当部署だけに任せず、取締役会等の経営陣以下、組織全体として対応します。その際には、あらゆる民事上刑事上の法的対抗手段を講じます。

1. 買収防衛策の導入の有無

該当項目に関する補足説明

The diagram illustrates the internal control system of a public company, structured as follows:

- 株主総会 (Shareholders' Meeting):** The highest authority, responsible for appointing and dismissing the Audit Committee and the Board of Directors.
- 監査役会 (監査役 4名) (Audit Committee (4 Audit Members)):** Established by the Shareholders' Meeting. It oversees business and accounting supervision.
- 取締役会 (取締役 6名) (Board of Directors (6 Directors)):** Established by the Shareholders' Meeting. It oversees business and accounting supervision.
- 代表取締役社長 (Representative Director/President):** Appointed and dismissed by the Board of Directors. They provide instructions and receive reports from the Internal Audit Department and the Internal Control Promotion Committee.
- 内部監査室 (Internal Audit Department):** Established by the Audit Committee. It provides continuous support and advice to the Internal Control Promotion Committee and conducts internal audits. It also receives instructions and reports from the Internal Control Promotion Committee.
- 内部統制推進委員会 (Internal Control Promotion Committee):** Established by the Representative Director/President. It provides instructions and receives reports from the Internal Audit Department and the departments.
- 部門長 (Department Head):** Provides instructions and receives reports from the Internal Control Promotion Committee.
- 各部門 (Various Departments):** Execute business operations under the guidance of the Department Head.
- 経営会議 (Management Meeting):** Facilitates discussion and decision-making between the Board of Directors and the Management Meeting.
- 会計監査人 (Accounting Auditor):** Provides continuous support and advice to the Internal Audit Department.
- 顧問弁護士 (Consulting Lawyer):** Provides consultation and assistance to the Internal Control Promotion Committee.